

技術提案書に係る評価基準

業務名：奈良県流域下水道事業ウォーターPPP導入アドバイザー業務委託（社会資本整備総合交付金事業）
業務番号：R7第二委第9号
業務場所：大和川上流・宇陀川流域下水道（第二処理区）

●配置予定従事者の経験及び能力等（技術点その1）

評価項目				評価基準	技術点			
					統括 責任者	担当者 (※2)	小計	合計
配置 予定 従事 者の 経 験 及 び 能 力 ※1	業 務 執 行 技 術 力	資 格 ・ 実 績	業 務 実 績 ①	平成27年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務の実績を次のとおり評価する。 (照査技術者としての実績は評価しない。) 同種業務：「下水道事業を含むウォーターPPP」の導入に係る要求水準書作成業務（※3） ①同種業務の実績がある ②上記①以外	①8 ②0		8	17
			平成27年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。 (照査技術者としての実績は評価しない。)（※2） 同種業務：「下水道事業を含むウォーターPPP」の導入に係る要求水準書作成業務（※3） 類似業務：官民連携事業（PPP/PFI）の導入に係る要求水準書作成業務（※3） ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記①②以外		①4 ②2 ③0	4		
		業 務 実 績 ②	平成27年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。 (照査技術者としての実績は評価しない。)（※2） ①奈良県流域下水道事業の第二処理区の流域関連市町村における業務実績あり（※4） ②上記①以外の奈良県内における業務実績あり ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	5		

- ※1 「配置予定従事者の経験及び能力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。
※2 担当者を複数名配置する場合の評価値は、「業務実績①」・「業務実績②」の評価内容ごとに、全ての担当技術者のうち最高値のみを採用する。
※3 国、地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した業務に限る。
※4 第二処理区の流域関連市町村とは、大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町又は河合町をいう。

●業務の実施方針（技術点その2）

評価項目	評価の着目点		技術点		
		評価基準	評価点	小計	合計
実施方針・実施手順・実施体制・その他	実施方針	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	4	50
				4	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		4	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		6	
	実施体制	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		8	
	その他	マーケットサウンディング調査及び競争的対話を効果的かつ効率的に実施するうえでの着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。（特記仕様書6（1）及び（5）①）		8	
		VFMを作成するうえでの着眼点及び支援方針について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。（特記仕様書6（2）①）		8	
		要求水準書を作成するうえでの着眼点及び支援方針について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。（特記仕様書6（3）①）		8	
		契約書を作成するうえでの着眼点及び支援方針について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。（特記仕様書6（4）①エ）		8	

※※の評価値は、審査員による5段階評価（100％・75％・50％・25％・0％）を行い、その平均点により算出する。このとき、小数第3位以下が生じた場合は、切り捨てにより小数第2位まで算出する。

合計	67
----	----

●総合評価の方法

■評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

□価格評価点の算出方法

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／入札書比較価格（※））
価格評価点の配分点は、『60点』とする。

※入札書比較価格・・・予定価格の消費税及び地方消費税抜きの金額

□技術評価点の算出方法

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

価格評価点及び技術評価点は、小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで算出する。